



宮代の水道



平成31年1月
宮代町水道事業

宮代の水道

目次

宮代の水道のあゆみ	1
水道事業のしくみ	2
給水人口・年間配水量・水道水質基準	3
宮代町水道施設MAP	4
水道施設と給水の流れ	6
町の水道を使用するには	8
定期的な漏水チェックと凍結防止の対策	9
漏水の修理は町の指定業者へ	10
水道料金について	11
水道に関するQ&A	12
災害対策への取組	14

編集・発行

宮代町まちづくり建設課 上下水道室

住所：宮代町字宮東51番地

TEL：0480－33－5554

FAX：0480－33－5586

Mail：suidou@town.miyashiro.saitama.jp

宮代町の水道のあゆみ

宮代町の水道事業は、昭和34年に創設事業認可を受け建設に着手し、昭和36年に第1浄水場が完成し、給水を開始しました。

その後、人口の増加や社会情勢の変化に対応しながら事業の拡張を図り、現在は第5次拡張の事業認可を受け、事業を行っています。

現在、町内の水道普及率はほぼ100%（99.9%）で、給水人口は33,985人、年間給水量は3,969千 m^3 、配水管延長は142km（全て平成29年）となっています。

今後の水道事業の課題としては、耐用年数を過ぎた施設や水道管の更新、大きな地震に備えた耐震化があります。皆さんの生活に欠かせない水道の安定給水を目指し、事業を運営しています。

事業	年月	計画給水人口	計画給水量	主な事業
創設	S36. 5	7,000人	1,260 m^3 /日	第1浄水場完成 第1水源施設
第1次拡張事業	S38. 6	13,000人	2,340 m^3 /日	第2水源施設完成
第2次拡張事業	S43. 8	20,000人	4,600 m^3 /日	第3水源施設完成
第3次拡張事業	S47. 6	25,000人	8,800 m^3 /日	第4・5水源施設完成
第3次拡張事業 (計画変更)	S48. 7	36,000人	13,600 m^3 /日	第2浄水場完成 第6・7・8・9水源施設 完成
第4次拡張事業	S56. 6	33,600人	17,700 m^3 /日	第2浄水場内 PCタンク完成
県営水道 受水開始	S56. 7			2,800 m^3 /日 受水
第5次拡張事業	H8. 3	46,100人	22,600 m^3 /日	宮東配水場完成

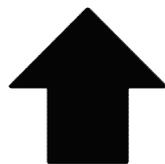
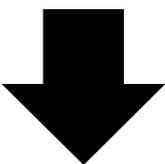
水道事業のしくみ

水道事業は、事業に必要な経費をすべて水道料金でまかなう「独立採算」が原則です。そのため、税金でまかなわれる町の一般会計とは別に「水道事業会計」という独立した会計を設けて運営しています。

お客様



水道料金を
いただきます



安心で安全な水
をお届けします



宮代町水道事業

施設の運転管理

浄水場の管理室で機械を操作し、使う量にあわせて水を作ったり送り出したりしています。



水道メーターの検針



お客様の水道メーターを見て、使用水量を計量します。この作業を「検針」といい、検針をもとに料金を計算します。

水質検査



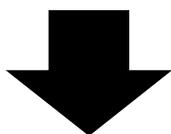
安全な水をお送りするために、浄水場・公園などの水を定期的に検査しています。

施設更新と耐震化



施設の更新や耐震化を行ったり、古くなった配水管などを計画的に更新しています。

借入れ金の
返済をします



施設整備のためにお
金を借ります

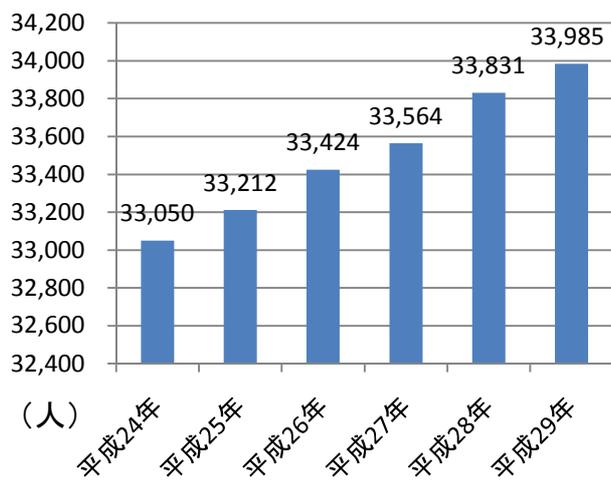
国や金融機構など

お金を借り入れる理由

現在水道を使用している方だけでなく、将来使用する方も水道施設（浄水場や水道管など）の恩恵を受けます。このため、施設の建設にかかる費用の一部を国などから借り入れて事業を行い、その後、毎年決まった額を返済することで、将来にわたり皆さまに公平に負担していただく仕組みになっています。

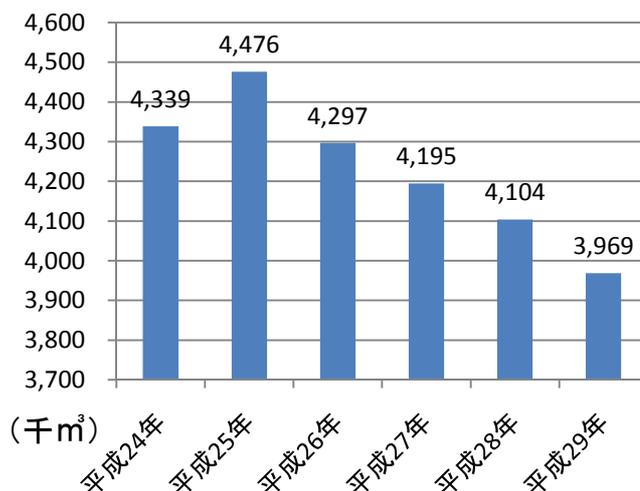
給水人口

給水人口は道仏土地区画整理事業の進捗に伴い、平成24年からは増加傾向にあります。給水人口のピークであった平成7年の35,331人には及びません。



年間配水量

年間配水量は、住民の節水意識の向上や、節水機器の普及により、減少傾向にあります。給水人口は増加していますが、各世帯で使用する水量は減少傾向にあることがわかります。



水道水質基準

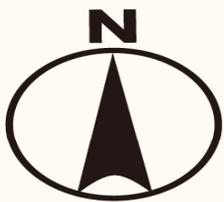
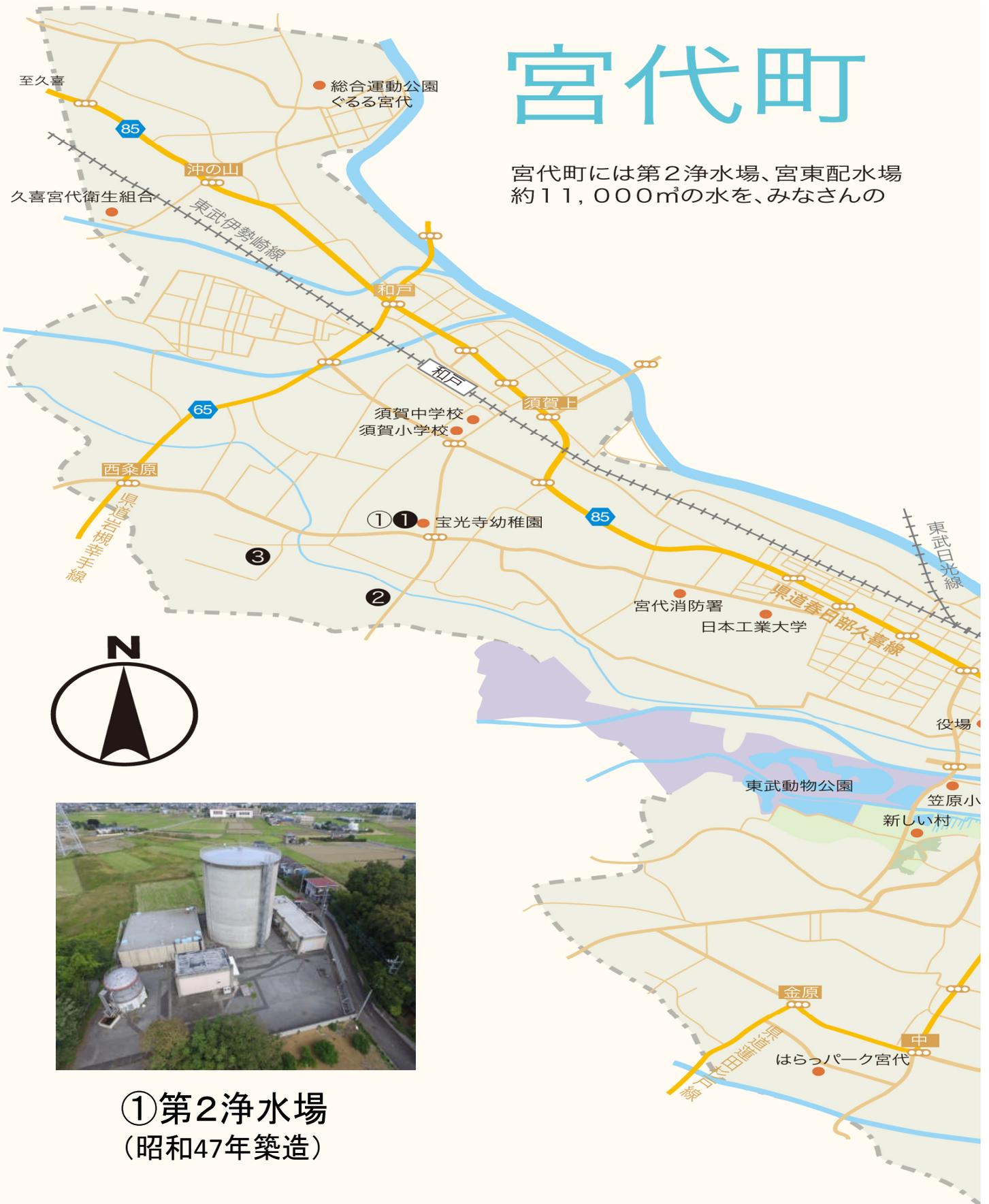
皆さんにお届けする水道水は、国が定めた検査項目を全てクリアした安全な水です。これらの項目を定期的に検査しています。(色塗り部分は毎月検査が必要な項目です。その他項目は年1回の検査が義務付けられています)

項目	基準
「色」、「濁り」、「消毒の残留効果」	異常がないこと
1 一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下
2 大腸菌	検出されないこと
3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下
4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下
5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下
6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下
7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下
8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下
9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下
14 四塩化炭素	0.002mg/L以下
15 1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
16 1,1-ジクロロエチレンシス及び1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下
18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
20 ベンゼン	0.01mg/L以下
21 塩素酸	0.6mg/L以下
22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下
23 クロロホルム	0.06mg/L以下
24 ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下
25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下

項目	基準
26 臭素酸	0.01mg/L以下
27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下
28 トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下
29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
30 ブロモホルム	0.09mg/L以下
31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
38 塩化物イオン	200mg/L以下
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
40 蒸発残留物	500mg/L以下
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
42 ジェオスミン	0.00001mg/L以下
43 2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
47 pH値	5.8以上8.6以下
48 味	異常でないこと
49 臭気	異常でないこと
50 色度	5度以下
51 濁度	2度以下

宮代町

宮代町には第2浄水場、宮東配水場
約11,000m³の水を、みなさんの



①第2浄水場
(昭和47年築造)

水道施設MAP

と3つの水源(井戸)があります。これらの施設から1日に自宅や学校、店舗などに届けています。

浄・配水場

- ① 第2浄水場
- ② 宮東配水場

水源(井戸)

- ① 第7水源
- ② 第8水源
- ③ 第9水源



②宮東配水場
(平成4年築造)

※平成30年12月の第1浄水場廃止に伴い、第1水源から第6水源も廃止となりました。



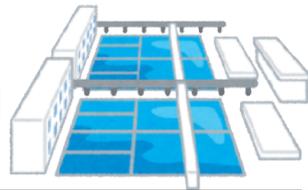
水道施設と



ダム



利根川



行田浄水場

第2浄水場

第2浄水場では3つの深井戸からくみ上げ滅菌した地下水と、行田浄水場から受水した県水を町内へ配水しています。

第2浄水場

3つの井戸



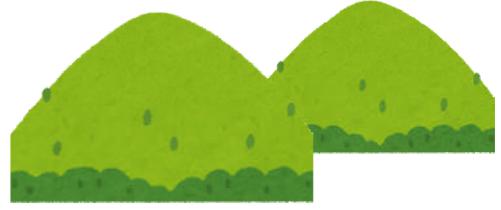
第1浄水場(平成30年12月廃止)

第1浄水場は昭和36年に完成し、その後57年以に渡り、6つの深井戸から汲み上げた地下水を滅菌し、町内へ配水してきました。
配水量は減少傾向の中、老朽化が進む第1浄水場に高額な更新費用をかけることは過大投資であるため、平成30年12月に廃止しました。

みなさんの家



給水の流れ



ダム

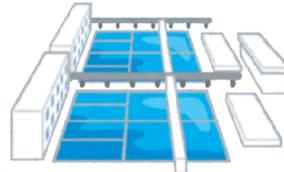
江戸川

宮東配水場

宮東配水場では、庄和浄水場から受水した県水を町内へ配水しています。



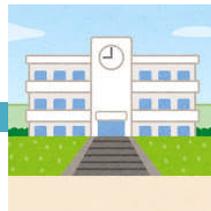
宮東配水場



庄和浄水場



みなさんの家



学校や病院



ここがポイント！！

- 町には第2浄水場と宮東配水場があり、それぞれの施設から町内へ配水しています。
- 宮代町では、地下水と県水の両方が配水されています。
- 施設によって、配水する水の種類が地下水と県水とで違います。

町の水道を使用するには・・・

●水道の開栓・閉栓の申込みは・・・

宮代町への転入、転出に伴う水道の開栓・閉栓には申請が必要です。土日・祝日の開栓は行っておりませんので、事前に申請をお願いします。申請は、電話または町ホームページから

TEL：0480-33-5554 平日8:30～17:15

HP：<http://www.town.miyashiro.lg.jp/0000000288.html>

●給水装置の工事は

新設・増設・改造・変更・修繕・移転・撤去等は、町の指定を受けた給水装置工事事業者だけしかできません。（給水条例第8条）

給水装置の工事を行う場合は、必ず町の指定を受けた給水装置工事事業者に依頼してください。

給水装置工事事業者の一覧は町ホームページをご覧ください。か、上水道事務所に据え置きがございます。

町内に事業所がある給水装置工事事業者（漏水修理当番）

- ・中村工業所（山崎745-2）
- ・上原工業所（西原367）
- ・蛭間水道設備（本田5-18-12）
- ・高田工業所（川端3-11-18）
- ・優輝設備（本田5-9-20）
- ・木村設備（本田4-10-32）
- ・小河原設備（姫宮375）
- ・岩崎設備（百間3-9-24）
- ・セキ住設工業（中島213-15）

※上記以外にも町外に事業所がある、およそ120の給水装置工事事業者が登録されています。

●こんな時は給水を停止します！

- 料金を期日までに納めていただけないとき
- 開栓の申請が無いまま、水道を使用されているとき
- 所定の手続きをしないで、給水を他人に分与、販売されたとき
- 給水装置の管理を怠り、水道水が汚染される恐れがあるとき
- 給水装置に異常があると認めても、修繕など必要な処置がなされないとき
- 給水装置の構造や材質が町が定める基準に適合しないとき
- 正当な理由なく給水装置の検査を拒んだり、妨害したとき

定期的な漏水チェックと凍結防止の対策をお願いします！

水道メーターよりも宅地側で漏水が発生した場合、水道料金が高額になるケースがあります。漏水が発生した場合は、すぐに町の指定給水装置工事業者へ修理を依頼することをお勧めします。（詳細は次ページをご覧ください）

漏水のチェック方法ですが、**家の中の蛇口を全部閉めて**、水道メーターのパイロットマーク（銀色のコマ）を確認します。パイロットマークが少しでも回っていたら、どこかで漏水している証拠です。

漏水チェック方法



水道メーターはメーターボックス内にあります。



ふたを開けると水道メーターが設置されています。



水道メーターのパイロットマークが回っていないか確認してください。

もし、漏水が発見された場合、町の指定給水装置工事業者へ調査・修理を依頼してください。なお、調査・修理にかかる費用はお客様負担となります。漏水を放置しておくと水道料金が高額になる事につながる恐れがありますので、修理までの間、水道メーターの隣にある止水栓を閉める事で一時的に漏水を止めることができます。止水栓を閉めた場合、宅内の水道は使えなくなりますので、水道を使用する際は開栓する必要があります。

止水栓を閉める方法



止水栓が横を向いているときは開栓。宅内の水道が使用できます。



止水栓が縦を向いているときは閉栓。宅内の水道は使用できません。

地表に露出している水道管や給湯器、あるいはメーターボックス内で、冬に凍結する恐れがあります。凍結すると、溶けるまで水道が使用できなくなります。また、凍結により管が破損・破裂する恐れもあり、漏水につながる事もあります。地表に出ている給水管には、市販の防護材を巻いたり、厚手の布を巻くなど、凍結防止の対策をお願いします。



もし、水道管が凍結した場合は自然に解凍されるのを待つか、**水道管に布を被せてその上からぬるま湯**をかけてください。布をかけずに直接お湯をかけると、水道管を損傷させる恐れがありますのでご注意ください。

漏水の修理は町の指定業者に依頼してください

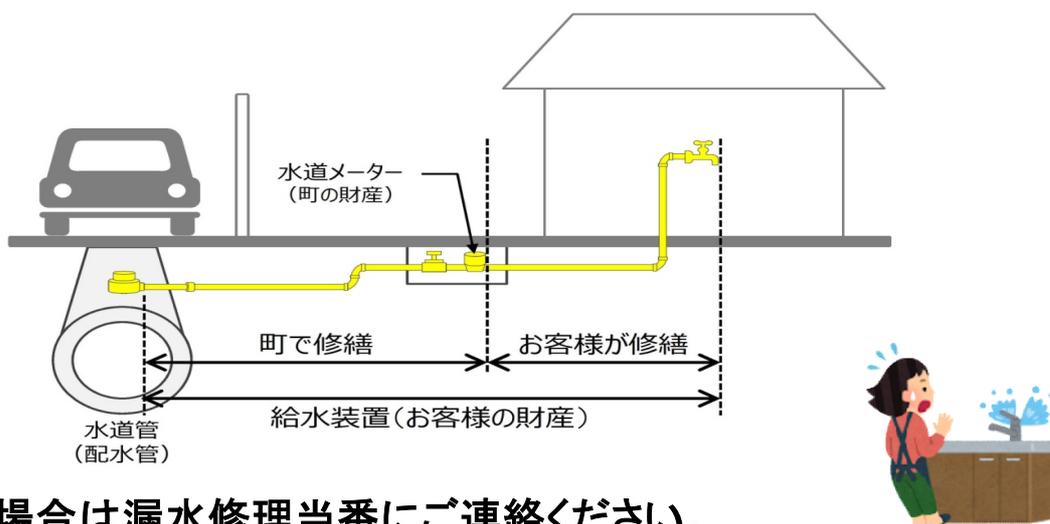
●宅内で漏水を発見したら・・・

宅内で漏水を発見した場合、漏水箇所の修理をお願いします。給水装置はお客様の財産ですが、水道メーターよりも道路側の漏水は町がサービスで修繕しています。

※漏水を見つけたら、上水道担当にご連絡をお願いします。現地を確認し、修理はお客様負担か町負担かを判断いたします。

修理費用がお客様負担となる箇所は、お客様ご自身で指定業者に修理を依頼していただきます。漏水の修理は、町の指定を受けた給水装置工事事業者だけしかできません。（給水条例第8条）

町の指定を受けた事業者の一覧は町ホームページをご覧ください。



●お急ぎの場合は漏水修理当番にご連絡ください。

漏水が発見され、少しでも早く漏水を修理したい場合は、漏水修理当番にご連絡ください。漏水修理当番は、町内に事務所を置く給水装置工事事業者で、輪番で漏水修理の当番を務めています。（※一覧は8ページをご覧ください）

漏水当番は毎週代わりますので、詳しくは広報・町ホームページをご覧ください。

●漏水により水道料金が高額になった場合・・・

漏水により水道料金が高額になった場合、漏水箇所によっては水道料金が一部減免になる可能性があります。

漏水減免には申請が必要です。申請するためには、原因となった漏水が修理され、修理した指定業者の署名・押印が必要となります。

まずは町の漏水減免の対象となるかどうか、上水道担当までご相談ください。

水道料金について

宮代町の水道料金はお住まいの地区により、偶数月と奇数月とに分け、原則2ヶ月に1度お支払いいただきます。また、お住まいの地区によっては、下水道使用料や農業集落排水使用料を一緒にお支払いいただく地区もございます。下水道・農業集落使用料につきましては、町ホームページや検針票の裏面をご覧ください。

お支払い方法は納付書による支払い（役場会計室、上下水道事務所、銀行、コンビニエンスストア）または口座引落です。

料金体系は、口径別に単価が異なり、20m³までを基本料金とし、以降は使用水量により料金単価が上昇する逡増（ていぞう）制となっています。

水道料金表(2ヶ月分) 税抜き

区分	水道メーターの口径	基本料金 20立方メートルまで	超過料金(1立方メートルにつき)					
			20立方メートル を超え 40立方メートル まで	40立方メートル を超え 70立方メートル まで	70立方メートル を超え 100立方メートル まで	100立方メートル を超え 200立方メートル まで	200立方メートル を超え 500立方メートル まで	500立方メートル を超え
一般用	13mm	2,660	140	170	220	280	320	420
	20mm	2,800	140	170	220	280	320	420
	25mm	2,900	160	180	260	320	360	420
	30mm	3,200	180	220	260	320	400	440
	40mm	3,400	180	240	300	350	400	440
	50mm	5,200	200	250	300	350	400	440
	75mm	6,000	200	250	300	350	440	440
	100mm	6,400	250	300	350	400	440	440
	電磁流量計	122,800	250	300	350	400	440	440
臨時用	13mm又は 20mm	基本料金 100立方メートルまで 36,600			100立方メートル超 1立方メートルにつき 380			

水道料金計算表(口径25mm以上は町ホームページをご覧ください。)

	使用水量	13mm	20mm
計 算 式	0~20	2,660円+税	2,800円+税
	21~40	{2,660+(使用水量-20)×140}+税	{2,800+(使用水量-20)×140}+税
	41~70	{5,460+(使用水量-40)×170}+税	{5,600+(使用水量-40)×170}+税
	71~100	{10,560+(使用水量-70)×220}+税	{10,700+(使用水量-70)×220}+税
	101~200	{17,160+(使用水量-100)×280}+税	{17,300+(使用水量-100)×280}+税
	201~500	{45,160+(使用水量-200)×320}+税	{45,300+(使用水量-200)×320}+税
	501~	{141,160+(使用水量-500)×420}+税	{141,300+(使用水量-500)×420}+税

水道に関するQ&A

Q1 宅内で漏水を発見しました。

A 1 宅内で漏水を発見した場合、上水道担当までご連絡ください。現地を確認して、お客様の費用負担で修理するか、町の費用負担で修理するかを判断します。（詳細は10ページをご覧ください）

Q2 水道料金が市町村で違うのはなぜですか。

A 2 市町村ごとに保有している施設数や埋設されている水道管の長さ、水源の有無や地下水の水質など、水道水を皆さんにお届けするために必要な状況が市町村によって異なります。また、老朽化施設の更新や耐震化の進捗状況なども異なり、毎年必要な費用に差があるため、市町村ごとに水道料金が異なります。宮代町では、毎年の収益を老朽化が進む施設や管路の更新に備え積み立てており、毎年の更新費用に充てています。

Q3 帰宅したら水がでません。

A 3 近所で道路工事などは行っていませんか？断水や給水停止のお知らせは投函されていませんか？工事も行っておらず、ご近所の方も同じように断水しているようでしたら、大規模な漏水の可能性があるので、上水道担当までご連絡ください。

Q4 マンションに住んでいますが、水が出なくなりました。

A 4 アパートやマンションでは受水槽が設置されている場合があります、その受水槽設備の不良によるものと思われます。受水槽につきましては、アパートやマンションの管理会社までご連絡ください。

Q5 水になにか黒いものが浮いています。

A 5 ご自宅のみでしたら、宅内の給水装置の劣化などによるものだと思います。数分間、水を出し続けていただくと改善する場合があります。近所の方も同じように異物が浮いている場合ですと、町の配水管内の水が濁っている可能性がありますので、上水道担当までご連絡ください。

Q6 水が白く濁っています。飲む事はできますか？

A 6 水道管内の空気が衝撃などによって混ざり、白く濁る事がありますが、異物ではありませんので安心してください。しばらく水をだしていれば改善されます。水を出していても改善されない場合は上水道担当までご連絡ください。

Q7 水道水がカルキ(塩素)臭いのです。

A 7 水道水は殺菌のため塩素を規定の濃度で注入しています。濃度は国の基準に従って管理していますが、場所や季節により差がでてしまいます。ご了承ください。

Q8 水道メーターを交換するという葉書をもらいました。

A 8 水道メーターは法律により8年以内に交換しなくてはなりません。水道メーターの交換は屋外の作業ですので、立会いの必要はございませんが、交換の際は敷地内に立ち入らせていただきますので、ご了承ください。

Q9 道路内の水道管の配管状況を教えてほしいのですが？

A 9 電話での問合せは誤解やトラブルの原因となりますので、上下水道事務所までお越しいただき、管網図をご覧ください。

Q10 前月に比べ急に使用水量が増えましたが、使用した覚えがありません。原因は？

A10 地下や床下などで水が漏れている可能性があります。家の中の蛇口を全部閉めて、水道メーターのパイロットマーク（銀色のコマ）が少しでも回っていたら、どこかで漏水している証拠です。すぐに指定給水装置工事事業者へ修理を依頼することをお勧めします。詳しくは10・11ページをご覧ください。（宅内漏水の修理費用はお客様負担です）



Q11 給湯器のお湯が青っぽく濁っています。

A11 給湯器からのお湯が青く濁っている場合は、給湯器に使用している銅管の銅が溶けてだしている恐れがあります。給湯器の設置業者へ調査を依頼してください。お湯を飲用する場合は給湯器からではなく、水から沸かしてください。

災害対策への取組

災害時においても給水を可能とするため、様々な災害対策への取組を行っています。

- 町内の3ヵ所に耐震型緊急用貯水槽を設置し、災害時の応急給水を可能としています。
- 移動式の給水タンクを1基保有し、災害時の応急給水を可能としています。
- 応急給水用の給水バッグ（6リットル）を600枚備蓄しています。
- 応急給水用ペットボトル（500ml）を1,000本備蓄しています。
- 消火栓から直接応急給水を可能とする応急給水装置を2基保有しています。

耐震型緊急用貯水槽とは

災害時などに応急給水をするために避難所の地下に設置されており、1基あたり60～100m³の水を蓄えることができる貯水槽です。

宮代町では須賀小学校・スキップ広場（宮代町役場）・姫宮北公園の3ヵ所に設置されており、計220m³の飲料水が確保できます。

●耐震性貯水槽の設置場所



●耐震性貯水槽の設置看板



●移動式給水タンク

